

香美市役所南駐車場整備工事 設計者選定 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

香美市役所南駐車場整備工事設計者選定公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）は、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により設計者を選定する場合の手続きについて、必要な事項を定める。

なお、本プロポーザルは具体的な設計案を選定するものではなく、事業者の選定を行うものである。

2. 工事概要

（1）工事場所

香美市土佐山田町宝町1丁目56番ほか

（2）敷地面積

約1,077㎡

（3）施設延床面積

600㎡程度

（4）建物の規模

地上1階建て

（5）その他、香美市役所南駐車場整備工事設計者選定公募型プロポーザル特記仕様書（以下、「特記仕様書」という。）に示す。

3. 香美市役所南駐車場整備工事に関わるスケジュール

（1）令和7年6月～9月 基本・実施設計

（2）令和7年11月 工事着手

（3）令和8年3月 工事完成

※既存建物については、令和7年7月末までの解体工事完成を予定している。

4. 業務名

令和7年度 香美市役所南駐車場整備工事設計委託業務

5. 業務期間

令和7年9月30日まで

6. 予算額

委託料の上限は、9,600千円（消費税額及び地方消費税額を含む）とする。

7. 参加資格要件

(1) 参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する企業（以下、「参加者」という。）とする。

- ア 令和7年度香美市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の「建築一般」として登載されている者。
- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。また、建築士法第26条第2項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でない者。
- ウ 当該業務の管理技術者として、建築士法による一級建築士の資格を有する者を配置できること。
- エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- オ 参加表明書提出の日に、香美市入札参加資格停止等措置要綱（平成18年香美市告示第238号）に基づく入札参加資格停止措置の対象となっていないこと。
- カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てをしている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- キ 次の①から⑥までのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑥ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- ク 参加者は、本業務に対して専門分野（管理技術者及び主任担当技術者（総合）を除く。）について協力者（協力事務所）を仰ぐことができるとし、協力者は複数の参加者の協力者となることができる。ただし、この協力者は上記エ、オ、カ及びキの資格要件を満たすこととし、かつ、各資格要件にかかわらず本プロポーザルに参加しないものとする。

(2) 参加に対する制限

参加者 1 者につき、参加申込は 1 件とする。

8. プロポーザルのスケジュール

内 容	期 間
プロポーザルの公告	令和 7 年 4 月 4 日 (金)
質問書の受付	令和 7 年 4 月 4 日 (金) から 令和 7 年 4 月 22 日 (火) まで
質問書の回答	令和 7 年 4 月 28 日 (月) まで
参加表明書の受付	令和 7 年 4 月 30 日 (水) まで
技術提案書の受付	令和 7 年 5 月 12 日 (月) から 令和 7 年 5 月 19 日 (月) まで
技術提案書の審査	令和 7 年 5 月 29 日 (木)
審査結果の通知	令和 7 年 5 月 30 日 (金)

※上記スケジュールは予定であり、状況により前後する場合がある。

9. 参加手続き

(1) 参加申込

- ア 提出期間 令和 7 年 4 月 4 日 (金) から
令和 7 年 4 月 30 日 (水) 17 時 00 分まで (必着)
- イ 提出様式 (様式 1) 参加表明書
実施要領、特記仕様書等を理解したうえで、次の書類を提出すること。
- ウ 提出部数 1 部
- エ 提出方法 持参又は郵送 (簡易書留) にて提出すること。
- オ その他 期限について必着のため郵送の場合は注意すること。

(2) 質問受付・回答

- ア 提出期間 令和 7 年 4 月 4 日 (金) から
令和 7 年 4 月 22 日 (火) 17 時 00 分まで (必着)
- イ 提出様式 (様式 2) 質問書
実施要領等を理解したうえで、次の書類を提出すること。
- ウ 提出方法 電子メールにて提出し、電話で受信確認をすること。
- エ 回答方法 随時、香美市ホームページに掲載
- オ 回答予定 最終更新を令和 7 年 4 月 28 日 (月) までに行う予定
- カ その他 電話又は口頭による質問は受け付けない。

(3) 技術提案書

- ア 提出期間 令和 7 年 5 月 12 日 (月) から
令和 7 年 5 月 19 日 (月) 17 時 00 分まで (必着)
- イ 提出様式 実施要領、特記仕様書等を理解したうえで、次の書類を提出すること。
(様式 3) 技術提案書

- (様式4) 事務所の設計業務実績
- (様式5) 管理技術者の設計業務実績
- (様式6) 主任担当技術者(総合)の設計業務実績
- (様式7) 業務実施体制表
- (様式8) 業務実施方針及び手法
- (様式9) 技術提案課題に対する提案
- (自由様式) 見積書
- ウ 提出部数 (様式3) から(様式7) 及び見積書 各1部
 - ・普通紙を使用すること
- (様式8)、(様式9) 各7部
 - ・1部ごとにクリップ留をすること(ホッチキス、ファイル禁止)
 - ・すべて片面印刷とすること
- (様式3) から(様式9) までの電子データ1枚
 - ・PDF形式とすること
 - ・CD-R またはDVD-R により提出すること
- エ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留)にて提出すること。
- オ その他
 - ・参加申込を行っている者に限る。
 - ・期限について必着のため郵送の場合は注意すること。
 - ・提出した書類の変更は一切認めない。
 - ・技術提案課題及び技術提案書作成要領による。

(5) 技術提案書の審査(予定)

ア 審査日時 令和7年5月29日(木)

10. 審査方法

香美市が別に定める香美市役所南駐車場整備工事設計者選定公募型プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)により審査を実施し、最優秀者1者、次点者1者を選定する。審査は、「香美市役所南駐車場整備工事設計者選定公募型プロポーザル 評価基準」に基づき評価する。

なお、参加者が1者のみの場合でも、各委員の技術提案評価のみの平均評価点が、60点満点中36点以上であれば、その参加者を最優秀者とする。

11. 技術提案等の審査結果の公表及び通知

技術提案等の審査結果の公表及び通知は、令和7年5月30日を予定しており、最優秀者及び次点者の審査結果を市公式ホームページで公表するほか、技術提案書等を提出した全ての参加者に対し、郵送にて書面で通知する。

12. 契約手続き

契約に関する基本的な事項は下記のとおりとする。

- (1) 市は、審査委員会の選定した最優秀者を優先交渉権者とし、契約交渉、見積り合わせを行い、地方自治法施行令第167条の2第1項に基づく随意契約で締結する。

- (2) 優先交渉権者に事故等があり、契約交渉等が不可能となった場合は、次点者を契約交渉等の相手方とする。
- (3) 契約金額は当該参加者が提出した見積書の金額以内とする。

1 3. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 香美市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 技術提案書等応募書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、選考に必要な場合など、香美市が必要と認めるときは、香美市は提出書類の全部又は一部を無償で複製できるものとする。

1 4. 情報公開及び提供

香美市は参加者から提出された技術提案書等について、香美市情報公開条例（平成18年3月1日条例第13号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

1 5. その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に関わる費用など、必要な経費等は全て参加者の負担とする。また、緊急の事態ややむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した経費等は全て参加者の負担とする。

(2) 参加辞退の場合

参加表明書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領で示された、提出期日、提出場所、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 審査関係者に対し、審査に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合。
- オ 契約の効力発生日までに、香美市からの入札参加資格停止等の措置を受けたとき。
- カ その他、不誠実な行為を行った場合

(4) その他

- ア 参加者は、本プロポーザルの実施後、異議申し立てを行うことはできない。
- イ 香美市は、選定された技術提案書等に拘束を受けない。
- ウ 提出物に記載された技術者は病休、死亡又は退職など極めて特別な理由があると認めた場合を除き、業務完了まで変更することは認めない。

16. 募集に関する書類

次により募集に関する書類を配布する。

- (1) 配布期間 令和7年4月4日（金）から令和7年5月19日（月）
- (2) 配布方法 香美市ホームページ（<https://www.city.kami.lg.jp/soshiki/7/>）で配布する
- (3) 配布書類
 - ・ 香美市役所南駐車場整備工事 設計者選定公募型プロポーザル実施要領
 - ・ 香美市役所南駐車場整備工事 設計者選定公募型プロポーザル特記仕様書
 - ・ 香美市役所南駐車場整備工事 設計者選定公募型プロポーザル評価基準
 - ・ 技術提案課題及び技術提案書作成要領
 - ・ 様式集
 - （様式1）参加表明書
 - （様式2）質問書
 - （様式3）技術提案書
 - （様式4）事務所の設計業務実績
 - （様式5）管理技術者の設計業務実績
 - （様式6）主任担当技術者（総合）の設計業務実績
 - （様式7）業務実施体制表
 - （様式8）業務実施方針及び手法
 - （様式9）技術提案課題に対する提案
 - ・ 資料1 位置図
 - ・ 資料2 現況航空写真
 - ・ 資料3 用途地域図
 - ・ 資料4 用地実測図
 - ・ 資料5 本施設用地周辺 地質調査結果

17. 問い合わせ・各書類提出先

所在地 〒782-8501 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2-1
担当 香美市管財課管財班
電話 0887-53-3113
電子メール kanzai@city.kami.lg.jp